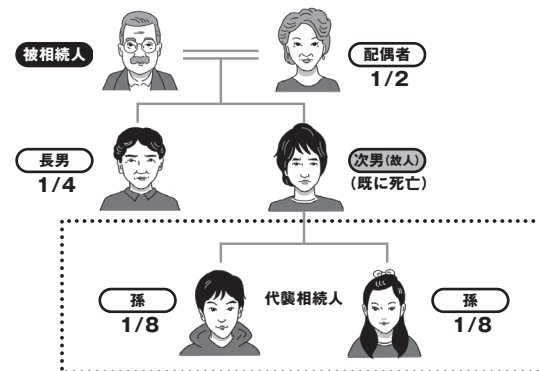
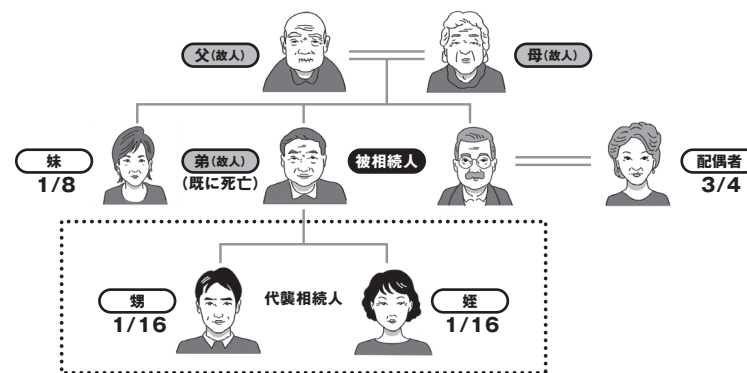


代襲相続計算方法

例1／子(直系卑属)の代襲相続



例2／兄弟姉妹の代襲相続



**あまりにも不公平な遺言は通らない！
 遺留分に注意**

あなたが遺言書などで自由に財産の行き先を決められるといっても、全部を1人の相続人に相続させるなど、あまりにも不公平な相続を希望した場合は遺族から不満が出ることもあります。その不公平を緩和するための制度を「遺留分」といいます。つまり、あなたが書いた遺言書では財産がもらえない相続人が、遺留分にあたる額については、多くもらった相続人から取り戻すことが認められるのです。遺留分にあたる額を実際に取り戻すときに行使する権利のことを「遺留分減殺請求権」と呼びます。

あなたがたとえ遺言で自由に財産の行き先を決められるとはいえ、相続人の遺留分割合がいくらになるのかを把握したうえで遺言書を作成しないと、結局、相続人同士が争うことになりかねません。遺留分割合の民法の規定の詳細は、次ページの図のとおりですが、ざっくりと言えば、あなたの配偶者や子が相続人となる場合には、法定相続分の半分が各自に認められる遺留分割合になります。そして兄弟姉妹が相続人となる場合には、彼らには一切遺留分の権利がありません。まずはこの2点をおさえておきましょう。